

台湾における東北プロモーション事業 提案募集要領

1 趣旨

この要領は、「台湾における東北プロモーション事業」の受託業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

台湾における東北プロモーション事業

3 事業の主体主

一般社団法人東北観光推進機構（以下、「東観推」という。）

4 契約期間

契約締結の日から 2023 年 3 月 22 日（火）まで

5 事業内容

(1) 事業名

台湾における東北プロモーション事業

(2) 実施内容

台湾における東北PRイベント（日本東北遊楽日）や旅行会社招請を実施し、台湾から東北を訪れる旅行者数の早期回復を目指す。具体的業務内容は、「台湾における東北プロモーション事業業務仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）に基づくものとする。

(3) 委託上限金額（予定）

本業務の事業費の上限は、14,566,000 円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

6 スケジュール（予定を含む。）

(1) 企画提案募集開始	2022 年 5 月 19 日（木）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	2022 年 5 月 26 日（木）
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答	2022 年 5 月 31 日（火）
(4) 企画提案への参加申し込み期限	2022 年 6 月 6 日（月）
(5) 企画提案書の提出期限	2022 年 6 月 13 日（月）
(6) 企画提案書の選考結果の通知（予定）	2022 年 6 月 17 日（金）
(7) キックオフ会議（予定）	2022 年 6 月 20 日（月）

7 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限

2022 年 5 月 26 日（木）午後 3 時まで（必着）

(2) 提出書類及び提出方法

① 企画提案書の作成等に当たり質問がある者は、(1)の期日までに、質問書（様式第 1 号）を電子メールにより提出すること。

② 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

suishin@tohokutourism.jp （一般社団法人東北観光推進機構 事業推進部宛）

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は、一切受付しない。

(3) 回答方法

① 質問に対する回答は、2022年5月31日（火）までに、東観推のホームページ「旅東北」内に掲載する。（旅東北 URL：<https://www.tohokukanko.jp/business/index.html>）

② 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わると考えられるものについては、質問者に対してのみ回答する。

③ 質問の内容によっては回答しないこともある。

④ 質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす場合がある。

8 企画提案への参加申込

(1) 提出期限

2022年6月6日（月）午後3時まで（必着）

(2) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

② 宣誓書（様式第3号） 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

一般社団法人東北観光推進機構

（宮城県仙台市青葉区一番町二丁目2番13号 仙建ビル8階）

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2022年6月13日（月）午後3時まで（必着）

(2) 提出書類

① 企画提案書 10部

任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、カラー印刷も可

② 見積書

合計金額のほか、実施項目毎の費用明細を記載すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

一般社団法人東北観光推進機構

（宮城県仙台市青葉区一番町二丁目2番13号 仙建ビル8階）

10 業務委託候補者の選定方法等

(1) 業務委託候補者の選考方法

東観推において、提出書類を審査し、優れていると判断される事業者を1者選定して業

務委託候補者とする。

また、業務委託候補者が辞退等をした際には、次点の事業者を繰り上げる。

(2) 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(3) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

11 応募資格

応募者は、次に掲げる企画提案への応募資格の要件（以下、「応募資格」という。）を全て満たす者とする。

ただし、複数の者による共同提案の場合、(1)については、共同提案者のうち最低一者が掲載の要件を満たすこと。

なお、複数の者による共同提案の場合、代表者を定めた上で応募するものとし、東観推との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 過去5年以内に国、自治体及び観光地域づくり法人（DMO）等の旅行会社招請業務の実施実績を有すること。
- (2) 本業務を円滑に処理することができる安定的かつ健全な財政能力を有している法人格を持つ事業者であること。
- (3) 類似業務の実績一覧を提出すること。（様式は任意）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (8) 単独で企画提案した応募者は、共同提案の構成員となることはできない。
- (9) 本業務契約締結までに東観推正会員の申し込みを完了すること。

12 失格事由

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
- ① 提出された企画提案書に不備のある者
 - ② 本募集実施要領及び仕様書に従っていない場合
 - ③ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - ④ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - ⑤ 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合
- (2) その他
- ① 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - ② 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - ③ 企画提案書等の再提出は認めない。
 - ④ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
 - ⑤ 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するのではなく、協議の上、決定する。
 - ⑥ 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

13 評価基準

選考においては、以下の項目で総合的に評価を行い、一社を最優秀提案として選定する。

- (1) 業務の目的・内容について十分理解しているか。
- (2) 東北のインバウンドの実情・課題等を理解したうえで、本事業の実施目的を満たす具体性・妥当性・実現可能性のある提案をできているか。
- (3) 台湾におけるPRイベントや旅行会社招請に関して幅広い知見を有しているか。
- (4) 業務遂行にあたり無理のないスケジュール、人員体制か。
- (5) 東観推及び連携先へのサポート体制が万全であるか。
- (6) 見積金額は適正であるか。

なお、金額の妥当性は評価対象とするが、上限金額を下回ることによるプラス評価はしない。

(その他、応募要領、仕様書に定める事項以外に特筆すべき提案内容があるか)

14 契約の決定

- (1) 選考により選定された優先契約候補者と、契約締結交渉を行うものとする。
- (2) その際の契約金額は、提案した見積金額以内とする。
- (3) なお、協議が整わない場合、優先契約候補者が応募資格の要件を欠いた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

- (4) 委託上限金額内で東観推が指定する額で、東観推及び各連携先と同様に契約を締結すること。

15 その他注意事項等

- (1) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提案書等の審査を行う際は、参加を表明した者に通知することなく必要な範囲において複製を作成することがある。